

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ペットにも相続税？

Q：ペットショップに行くと、1頭100万円などという犬も見かけます。こうした犬の飼主に相続があった場合、犬にも相続税はかかるのでしょうか。

また、かかるとすればどのように評価するのでしょうか。

A：血統書付きの犬や猫には、相続税がかかりますが、それ以外の場合にはかかりません。

【解説】

国税庁の定める財産評価の取扱いに「牛馬等」という項目があり、牛、馬、犬、鳥、魚などの評価について、次のように定めています。

「原則として種別、用途別、年齢別等に応じて国税局長の定める標準価額によって評価する。ただしその血統、経歴等により著しくその価額に影響を及ぼすと認める牛馬等で標準価額により評価することが不相当であると認められるものについては、売買実例価額、精通者意見価額等を参酌して評価する。」

この取扱いでは「標準価額」といっていますが、東京国税局で標準価額を取り決めているのは、牛についてのみです。そうすると結局は、絵画や骨董品と同じように、専門の販売業者に価格の査定を依頼し評価する以外方法はないでしょう。

